

令和元年度 第7回 琴浦町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|-----------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 日 時 | 令和元年10月9日(水) 午後3時 | | | |
| 場 所 | 琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室 | | | |
| 出席委員 (10人) | 1番 石賀 英男 | 2番 丸山 環 | 5番 伊藤 英之 | 6番 村上 隆 |
| | 7番 福本 正博 | 8番 三浦 勝美 | 9番 久米 繁好 | 10番 中本 敏彦 |
| | 11番 川崎 康晴 | 12番 福田 昌治 | | |
| 欠席委員 (2人) | 3番 前田 正秀 | 4番 潮 智博 | | |
| 出席推進委員 (11人) | 13番 北中 善隆 | 14番 遠藤 一夫 | 15番 井本 武夫 | 16番 語堂 一幸 |
| | 17番 小前 茂雄 | 19番 桑本 慎吾 | 20番 馬野 進 | 21番 入江 敏朗 |
| | 22番 澤田 光秋 | 23番 石賀 昭則 | 24番 河上 幸徳 | |
| 欠席推進委員 (1人) | 18番 松本 芳己 | | | |
| 事務局 | 事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 毎田 陽子、係長 浜川 明 | | | |
| 提案議案 | 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第26号 非農地証明願の処理について 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について(追加議案) | | | |
| 報告事項 | | | | |

| | |
|------------|---|
| 議長 | <p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第7回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ただ今の出席委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第7回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、3番前田委員、4番潮委員です。なお、推進委員の欠席者は松本委員です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>議事録署名委員の指名ですが、9番久米委員、10番中本委員にお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは議事に入ります。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1ページをご覧ください。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の許可・意見を求めます。</p> <p>整理番号14番譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の贈与になります。土地の表示 琴浦町大字杉地■■■■■■■■■■、登記地目、現況地目ともに畑、地積129㎡。</p> <p>申請の内容について説明します。譲受人は埼玉県に居住していましたが、このたび琴浦町の移住定住促進制度を利用して琴浦町■■■■■■■■■■所在の土地建物を購入されました。本件農地は、その購入した家屋に隣接するもので、南側は水路が通り、西側は居住する家屋、東側と北側は隣接農地と接しており、居住する家屋か隣の農地からしか進入できない構造となっています。譲受人が家屋を購入される際に、隣接農地の耕作者に本件農地の耕作を依頼されましたが、断られたため、譲受人が耕作する以外には耕作が不可能な立地となっています。農地取得後は自家菜園として野菜を耕作される予定です。</p> <p>譲受人は耕作面積が下限面積を下回っていますので、本来であれば本件農地を取得するための資格要件を満たしておりません。しかし譲受人以外の耕作者は見込めない立地であり、農地法施行令第2条第3項第3号に定める相当の事由「位置、面積、形状等が隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当し、不許可の例外として許可相当と考えます。以上です。</p> |
| 議長 中本委員 | <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>10月1日に入江委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。申請地は県道沿いの住宅の裏に位置していて、進入するのに不便な小面積の農地のため、他の耕作者が耕作することは難しいと考えられますので、許可しても問題ないと思われま。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長 | <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p> |
| 三浦委員 | <p>譲受人の方は県外から移住して来られた方だということですが、専業で農業をされている方なのでしょうか、それとも勤めをされている方なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>勤務先についてはまでは確認していませんが、現在はお勤めをされている方になります。農業に関しては、本件の申請地のみを家庭菜園として利用される予定だということで、他の農地を耕作することは考えておられないようです。</p> |
| 三浦委員 | <p>分かりました。自分も現地のことはよく知っていますが、事務局や中本委員からの説明にもありましたように、宅地と一体になっている小面積の農地のため、他の方が耕作されるには不向きだと考えますので、許可しても良いと思います。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第26号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>2ページをご覧ください。議案第26号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>整理番号6番 申請人は奈良県在住の個人です。土地の表示 琴浦町大字逢束[REDACTED]、登記地目 畑、登記地積 75㎡、現況地目 原野、現況地積 75㎡。申請事由の概要は、「申請地の畑は、今から20数年前の平成7年頃から不耕作であり、原野化し現在に至る。」というものになります。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>なお申請地は農用地区域外に位置していて、位置の詳細につきましては3ページの説明図にありますように、逢束海岸の堤防側から進入していくような場所となっています。以上です。</p> |
| 事務局 中本委員 | <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>10月1日に入江委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。説明図にもありますように現地は、申請人が所有している県道沿い</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議長</p> | <p>の空き家の裏にあり、海から近く風が強いため、土地の周りには風よけの木が植えられていました。付近に農地はなく、長年、畑として耕作をされていない様子が確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第27号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の語堂委員は退席をお願いします。</p> <p>(語堂委員の退席を確認)</p> <p>議案第27号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>5ページをご覧ください。議案第27号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号458番 設定する者は鳥取県外の個人、設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字中尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,235㎡。権利の種類は賃借権、内容は野菜となっています。期間は令和元年10月12日から令和2年10月11日までの1年間、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、借賃の支払方法は現金、法律関係は賃貸借、再設定になります。</p> <p>整理番号458番の外1筆と整理番号459番から6ページの整理番号463番までの外5件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、6ページの整理番号462番と463番の2件です。</p> <p>7ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号464番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字法万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,993㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は飼料となっています。期間は令和元年10月14日から令和6年10月13日までの5年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。</p> <p>今回の使用貸借の部は以上1件のみで、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>続きまして追加議案第28号 農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>別冊の追加議案資料をご覧ください。議案第28号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号465番 設定する者は琴浦町内の個人、設定を受ける者は県内の公益財団法人です。土地の表示 大字八幡 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,479㎡。権利の種類は賃借権、内容は芝となっています。期間は令和元年10月10日から令和4年9月10日までの2年11ヶ月、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、借賃の支払方法は口座振込、法律関係は賃貸借、再設定になります。</p> <p>なお本案件は、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>(語堂委員の復帰を確認)</p> <p>その他に移りたいと思います。最初に10月1日に行われた農家相談の報告を中本委員にお願いします。</p> |
| <p>中本委員</p> | <p>(農家相談2件報告)</p> |
| <p>議長</p> | <p>非農地判断に係わる現地調査の実施について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(非農地判断に係る現地調査の日程について説明)</p> |
| <p>議長</p> | <p>琴浦町農業施策に関する意見書・提案の募集について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(琴浦町農業施策に関する意見書・提案の募集について説明)</p> <p>日南町農業委員会視察研修受入れについて、自分から連絡をさせていただきます。</p> <p>(日南町農業委員会視察研修受入れについて連絡)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありました</p> |

らお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第7回琴浦町農業委員会総会を終了します。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

